

会議名 市民参加条例審査特別委員会

日時 平成28年3月18日（金）午後1時30分～午後2時11分

場所 第2・3委員会室

出席議員（15名）

委員長	相原俊一	副委員長	黒川 武	委員	櫻井伸賢
委員	大野慎治	委員	鈴木麻住	委員	塚本秋雄
委員	鬼頭博和	委員	須藤智子	委員	梅村 均
委員	榘谷規子	委員	木村冬樹	委員	堀 巖
委員	宮川 隆	委員	関戸郁文	委員	伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員（5名）

総務部長 奥村邦夫、

秘協働推進課長 小松 浩、同主幹 竹井鉄次、同主事 須藤 隆、行政課長 中村定秋、

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第4号	岩倉市市民参加条例の制定について	全員賛成 可決

市民参加条例審査特別委員会（平成28年3月18日）

◎委員長（黒川 武君） 皆様、こんにちは。

3月議会定例会もいよいよ終盤に入ってまいりました。お忙しいところ市民参加条例審査特別委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、午前中に小学校の卒業式がございました。各議員、それぞれ地域での小学校のほうに参加されたものと思います。いつ参加しても感動あるすばらしいものだなあと、そんな感じがいたしました。

さて、本日の議題であります議案第4号「岩倉市市民参加条例の制定について」につきましては、何度も申し上げますように、平成26年度、27年度、2過年度にわたりまして、延べ14回の検討を重ねてまいりました。執行機関の素案をもとに、1条ごと、各議員の意見をいただきながら論点も整理させていただいたところでございます。

本日の議案第4号の審議に当たりまして、これが市民のためのよりよいものになるということを願いまして、委員の皆様のご慎重な審議をお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。

ただいまから市民参加条例審査特別委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

審査に入る前に、執行機関から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

◎総務部長（奥村邦夫君） 今、委員長からお話ありましたように、きょう卒業式に出席された議員の皆様、ありがとうございました。私も、きょうは北小学校のほうに市長の代理で出席させていただきましたけれども、やっぱりこういう人生の節目といいますか、入学式ですとか卒業式ですとか、こういったところに立ち会えたというのは、ありがたいなあというふうに思いました。卒業される子どもたちの瞳を見ていると、まだまだやっぱり自分も頑張らないといけないなあ、少し励まされたような気持ちであります。

本日は市民参加条例の検討ということで、今、委員長からもお話ございましたように、26、27年度と検討委員会、また議会の皆さんからもいろいろ検討をいただいて、今現状では最善のものになっているというふうに思っております。そういう意味で、この委員会でもまだまだ聞き足りないところとか、疑問な点につきましては、ここで御質問いただきまして、慎重に審議をいただいて御議決いただきますようによろしくお願いをしまして、御挨拶とさせ

ていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎委員長（黒川 武君） それでは、審査に入ります。

議案第4号「岩倉市市民参加条例の制定について」を議題といたします。執行機関より、資料、施行規則（案）が提出されておりますので、この部分についての説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、執行機関より説明を求めます。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 市民参加条例の施行規則につきまして、お手元のほうにお配りさせていただきました。そちらのほうにつきまして、御説明をさせていただきたいと思ひます。

では、資料のほうをごらんくださいませ。

本規則につきましては、今回上程させていただきました岩倉市市民参加条例第27条の規定に基づきまして、条例の施行に関し必要な事項を定めているものでございます。全11条で構成されているものでございます。

それでは、第1条から参りたいと思ひます。

第1条の趣旨では、この規則を岩倉市市民参加条例第27条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるといふような趣旨を定めております。

第2条ですが、公表の方法につきましては、条例等に定める公表の方法につきまして、所管する課などの窓口、広報への掲載、ホームページへの掲載など、2種類以上の方法により公表を行うといふことを定めさせていただいております。

続きまして、第3条でございますけれども、対象外になった理由の公表では、条例第6条第2項の規定による市民参加の手續の対象としない場合におけるその理由を公表するといふことにつきまして定めさせていただいております。

続きまして、第4条の市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表事項では、条例第8条第1項の規定による市民参加の手續に関して、第1項では、実施予定の公表で記載する事項について、第2項では、実施状況の公表で、記載する事項について定めさせていただいております。

続きまして、第5条の会議等の事前公表の時期でございますが、下のほうでは、原則として条例に規定する審議会等及び意見交換会等の会議を開催する日の2週間前までに事前公表するといふことを定めさせていただいております。

続きまして、第6条の傍聴の手續等では、条例第10条第2項に規定する審議会等の会議の傍聴の手續につきまして、第1項では受け付けの仕方について

て、第2項では傍聴時の禁止行為について、第3項では傍聴人の退席につきまして、第4項と第5項ではその会議の資料の貸与と返却といったことについて定めさせていただいております。

続きまして、第7条の市民公聴会の公述人では、条例第14条第1項に規定いたします公述の申し出に関しまして、第1項では公述申出書の様式、それから第2項では、条例第14条第3項の規定により、公述人と決定したときのその旨を申し出人に通知する様式の形について定めさせていただいております。

続きまして、第8条の市民討議会の参加者では、条例第15条の第1項の規定による執行機関からの参加の依頼に関して、第1項では、議題等を記載した文書により依頼を行うこと、第2項では、依頼を受けた者のうち、参加の意向がある場合に参加意向を表明すること、第3項では、参加意向者の決定等についてを定めさせていただいております。

続きまして、第9条の政策提案書等の提出等では、条例第18条第1項の規定による政策提案に関しまして、第1項では、政策提案に必要となる書類や、その様式について、第2項では、署名簿に記載する事項について、第3項では、検討の結果等の通知についてを定めさせていただいております。

続きまして、第10条の市民委員登録の方法等では、条例第19条の規定による市民委員の登録に関しまして、第1項では、市民委員の募集方法について、第2項から第4項では、市民委員の登録等に必要となる手続や書類の様式について、第5項では、市民委員の登録期間についてを定めさせていただいております。

続きまして、第11条の雑則でございますが、この規則に定めているもの以外、規則として定める必要が生じた事項がある場合は、市長が別に定めるということにさせていただいております。

附則においては、この規則を平成28年4月1日から施行するというように定めさせていただいております。

早口で大変恐縮でしたが、全ての説明をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

◎委員長（黒川 武君） 執行機関より、本日の参考資料として提出いただきました施行規則（案）についての概要の説明をいただきましたので、本条例審議の参考にさせていただきたいと存じます。

これより質疑に入ります。

お諮りいたしますが、質疑の進め方としましては、章ごとで質疑のほうを進めてまいりたいと考えておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑につきましては章ごとに進めてまいります。

まず初めに、第1章、総則、第1条から第5条までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑ございませんね。

続きまして、第2章、市民参加、第6条から第19条までの質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 冒頭の委員長の挨拶にあったように、検討特別委員会を、もう2年度にわたって14回開いてきたという経過がありますので、ほぼ質疑といっても確認をする程度の質疑になろうかというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

第6条ですが、いわゆる市民参加の手續の対象となるもの、1項に、これは市民参加の手續を行わなければならないで4号ありまして、第2項に市民参加手續の対象としないことができるということで、6号までという形になっているというふうに思います。

それで、いわゆる2項のところの考え方なんですけど、やはりこれを理由にして市民参加の手續の対象としないというようなことにするに当たっては、やはり抑制的でなければならないというふうに思うわけですよ。具体的にいきますと、例えば第2項の2号に、緊急に行わなければならないものということで、これでもなるべく市民参加の手續をとっていくということが必要だというふうに思っていますので、そういったところでの2項についての考え方、抑制的であるべきだというふうに思いますが、その点についての執行機関の心構えはいかがでしょうか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 今の御質問、6条第2項の、この除外をする規定が抑制的なものであって、あくまでこれを理由に市民参加の手續としないような理由にしていくといったことでは、当局としては考えておりません。私どもとしては、基本的には対象手續とするという姿勢を貫いていきたい。

ただ、本当に上位法等によりまして、期限が物すごく定められておりまして、市民手續をするに当たって、例えばパブリックコメントであれば1カ月以上の期間をとらなければいけないとかということを決めさせていただいております。そういった手續が十分にとれないような場合には、いたし方なく、こちらの2項の第2号を適用して除外するという可能性がありますけれども、それ以外のもので、第1項にかかわるようなものについては、基本的には全て市民参加の手續の対象事項とするというふうに認識しております。以上で

す。

◎委員（大野慎治君） 1点確認させてください。

第18条の政策提案制度、検討特別委員会のところでも僕も何度も言わせていただいたんですが、市民の声、私の提案というものは、別の要綱で存続していくのか、していかないのか、見解をお聞かせください。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 市民の声、市民の提案につきましては、そのまま存続をさせていただきまして、こちらの政策提案制度につきましては、あくまで個人の御意見ではなくて、署名を10人以上集めていただいた、ある一定のお一方だけの個人的な見識ではない、そういった政策の提案ということをしていただくという、市民の声とは少し違った性格のものというふうに認識をさせていただいておりますので、両方を存続させていただくというふうに考えております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 確認の意味で、済みません。

今の政策提案手続のところの市民10人以上というところの市民の中に団体が入るということで、団体は人数としてカウントしづらいということ、これってどういうふうな扱いでしたっけ。団体は1団体、団体は含まないというか、どっちだったのでしょうか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） こちらで言っている市民については、団体を含めない形で、あくまで個人の方として、市民の中には規定の中で団体とか事業者というのを入れておりましたけれども、ここで言う市民につきましては、あくまで市民個人を対象とさせていただいておることとございます。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） 審議会等会議の公開等で、先ほど施行規則で傍聴の手続が出ておりました。まず1つは、会議の当日の先着順、少ない場合はいいんですけど、多い場合の傍聴人のときもあると思います。まず1つは、私が思うには、会場は7階の大会議室を使わないとできないのが僕の考え方です。早目早目に大会議室を押さえてやる必要があると思いますけど、先着順ということは、ずうっと待たせるのか、そこら辺の状況、考え方、大勢になったときはどうするか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） その案件に応じまして、箱の広さというのはあると思いますけれども、その案件に応じた部屋のほうを用意させていただきまして、そちらでお入りいただけるだけの方にお入りいただくということでございます。あふれ返ってしまうというようなことがあれば非常にありがたいこととありますけれども、何とかお入りいただけるようにしたいとお入りいただくようなふうになりたいと思います。

◎委員（塚本秋雄君）　　という、人数の制限は、最初からは何名までとはうたっていない形ですね。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君）　そのとおりです。定めていません。

◎委員（塚本秋雄君）　次に、そここのところの関連で、「みだりに傍聴席を離れること」という言葉が入れてあるんですけども、基本的に、傍聴席って出たり入ったりしてもいいんじゃないかなというのは僕の感覚はあるんです。当然、審議しておるところと傍聴席は分けないかんという部分があります。そういう意味合いで、「みだり」という言葉よりも、トイレへ行く用事があるところ、審議会の委員は動けないと思いますけど、休憩のときしかだめだと思うけど、議会の本会議では、みだりじゃないけど出たり入ったりはいつでも。それと、市民参加条例のときに、時間までに入らないと傍聴できなくて、途中からはだめだよという規則がありました。それがいいのかどうかというのは、ちょっとお聞きいたしたいと思いますけど、このみだりに傍聴席を離れることの解釈、音を立てたり用事があればいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君）　もちろん必要があれば席を立ていただくというのは問題ないと思いますが、この議事の進行等に差し支えがあるほどの傍聴席を行ったり来たりということをご意図なさるようなことについては、やめていただきたい行為というふうになるのかと思います。一般的に、お手洗いでありますとか、そういったことについてはよろしいかというふうに考えます。

◎委員（塚本秋雄君）　もう1つ、第15条の市民討議会の開催のところ、満18歳以上の者に対してという「満」という言葉を使ってあるんですけど、何に対して満なのか、「満」という言葉が要るのか、18歳以上でいいんじゃないのかと思いますけど、そこら辺の解釈はどういう説明をされますでしょうか。

◎委員長（黒川 武君）　　暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君）　　休憩を閉じ、再開します。

◎協働推進課長（小松 浩君）　　済みません、今の御質問で、満18歳というところがございますが、ここにおけます市民討議会の開催日における満18歳と。ですので、どうしてもその日に18歳になっておみえにならない方に関しては、参加を依頼できないという形を考えております。

この「満」という言い方ですけども、もともとこの条例につきましては、皆さんも御承知のとおり、住民投票との絡みがございます、そういった部

分から満18歳という記載になっておりますけれども、市民討議会の開催の「満18歳以上の者に対し」という部分につきましては、あくまでも市民討議会の開催日において18歳になっているということを条件とさせていただいているものでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 中村行政課長が見えるけれども、選挙権は、公示される日以降、18歳以上、投票日が18歳なのか、そこら辺はどんな解釈になっていますでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 公職選挙法につきましては、投票日が基準となっております。年齢につきましては。

◎委員長（黒川 武君） 塚本委員、よろしいですか。

◎委員（塚本秋雄君） ちょっと表現的には迷う部分のチラシがあるけど、ここはここで終えておきます。

◎委員（梶谷規子君） 先ほどの説明があった施行規則の6条の傍聴の手続のところでお伺いしたいんですが、傍聴人が2の(3)許可を得ずに写真撮影、録画、録音などを行うことというところで、許可を得れば写真撮影、録画、録音はオーケーということの解釈でいいでしょうか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） そのとおりでございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に第2章に関しまして質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） じゃあ、以上で第2章、市民参加につきましては質疑を終結します。

続いて、第3章、協働、第20条から第24条までの質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 確認です、いずれも。

第21条、第22条のあたりが非常に市民との協働というところでいえば重要な条項になるのかなあというふうに思っております。それで、今年度までのいろいろな施策を検討していくという中で、なかなか政策を形成する過程での市民参加というものは、やってきたのかなというところが見受けられますけど、またやった後の評価、いわゆる検証、こういった部分については市民との協働というところであったわけですけど、政策を実行するに当たっての市民との協働というところが、やはり非常に重要になってくるのかなあというふうに思っております。特に、具体的に総合計画の基本計画が見直されたこの5年間どうしていくのか、あるいは総合戦略、これも一般質問で言いましたけど、これを市民とどうやって進めていくのか、こういった部分が非常に重要になってくるというふうに思っております。

これまでは政策を決めていく段階、あるいはそれを評価する段階の市民と

の協働は比較的できていたと思いますけど、実際に市の計画など動かすときの市民との協働という部分での新たな考え方といいますか、そういったところについて、少し今の市の心構えをお聞かせいただきと思います。

◎協働推進課長（小松 浩君） 議会のほうでも総務部長が少しお答えをさせていただいて、なかなか具体的にこういった形でというようなことを今申し上げることができないのが本当に心苦しい状況でございますので、大変申しわけなく思っております。

ただ、やはり今、木村委員言われましたとおり、協働という形で今回、この条例もそうですけれども、一から市民の方と協働、参加していただいてつくり上げてきたものの一つであるというふうに思っております。ですので、こういった形で進めてこられたものを、これからいろいろな事業においてうまく活用できるように、有効に利用しつつ、ほかの事業にも広げていきたいというふうに考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

一つ一つの政策でもって、そのときにどういう形で進めていくかということを考えていくことが重要ですので、ここでは抽象的な答弁しかできないというふうに思います。

それで、もう1点、23条の中間支援組織です。これも一般質問でもお聞きしまして、これからこういう市民との協働を進めるに当たって、あるいは行政区だとか自治会、市民活動団体、こういったところと協働していくということで考えますと、市民活動支援センターの役割が非常に大きいと。最大のような答弁があったというふうに思います。そういった中で、市民活動支援センターを、今の体制では、やはりとても大変だというふうに思っています。ここをどうやって本当にそういう役割を担えるところにしていくのかというところが非常にこの協働の鍵を握る部分だと思いますので、そういったところで今の体制をもう少し厚くしていくような形での支援だとか、この支援センターに対する行政の支援ですね、これが非常に大事だと思うんですけど、そういったところの今の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 今現在はNPOの支援センターの業務のほうを委託させていただいておって、3年契約させていただいているうちの来年が3年目ということで、長期の3年契約をさせていただいておりますので、今の段階で、そちらのほうを活動を厚くできるような、事業を厚くできるような費用担保もないというところで、なかなか難しいとは思っておりますけれども、木村委員のおっしゃるとおり、市民活動支援センターの重要性を鑑みた場合に、今の状況ではやはりしんどい部分というのはあるかなと思

っておりますので、次に契約を更新させていただくときにあっては、そういったことを踏まえて契約できるように検討等をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 今の関連なんですけれども、さっき木村委員が言われたドゥーの部分の協働がこれからどうするんだという話で、実際、実施計画なんかをつくる時には、その事業の中で、その協働の部分が入っているのか入っていないのかという検証もしているところですし、かなりのそのドゥーの部分での協働は、実際、実践としてやっているというふうに私は理解しています。

それで、私が聞きたいのは、そのドゥーの部分の協働ルールブックの位置づけです。さっき規則を見てみると、協働の部分の規則は何かないんですよ。その協働ルールブックを今後どういうふうにしていくのか、条例ができて、施行規則ができて、ルールブックがその規則の下にあるというところの関係を、今後どのようにしていくかという考え方をお聞かせください。

◎協働推進課長（小松 浩君） 済みません、今、堀委員の御質問にお答えする前に、先ほどの木村委員のところでも少し補足といいますか、市民活動支援センターにつきましては、これまで今委託させていただいておりますNPO団体につきましては、本当に少ない予算の中で本当にしっかりやっていたというふうに思っております。本当に感謝しております。ただ、これだけ協働というものを推進している状況におきましては、やはりもう少し見直しを、いわゆる予算的にも少し見直しを図らないといけないというふうに認識しているのが現状でございます。

また、さらに行政としては、そういった予算面ではなくて、実は先月、皆様御承知かと思われませんが、2市3町という協働フォーラムというのを大口町のほうで開催させていただきました。ああいった、いわゆる市内だけではなくて、いわゆる市を離れた近隣の広域のそういった市民活動支援センターの皆さんと交流を図りながら、市民活動支援センター自体も少し研究なり意見交換をして、さらなる効果的なセンターとして成長できるようにということで、今回ああいったフォーラムをやらせていただいたという経緯もございますので、財政面的なものだけではなくて、少し人材育成といった視点からも行政としてできることを、少しずつではございますが支援していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、堀委員からの協働ルールブックにつきましては、当然、協働ルールブックがあるからこそ、ここまで協働というものが推進できたというふうに考えておりますので、協働ルールブックを基本として今後も協働を推進

していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 22条の公益活動の支援という形で、一般的に公益といえば、公益財団法人であれば問題がないと私は思っております。財政的支援という部分がありますけれども、岩倉市においても、市民プラザに登録しているところ含めて入ってくるのかなという解釈はとりますけれども、基本的に財政的な支援というよりも、市民プラザ等、そういう部分でやっている活動の方々は、会場を申し込むのに、今、岩倉市のほとんど公的施設は3カ月という申し込み期限がありますから、それを6カ月ぐらいさかのぼってやらないと催し物ができないんじゃないかなという部分を感じます。そういう意味合いで、財政的支援の中に、そういう公共施設の事前に早く申し込んで企画立案できることが入るのかどうか。いわゆる一般的に言うと、チャリティーなんかはこの公益的部分に入ると解釈しますが、いかがでしょうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 済みません、今の御質問の中で、この公益的な活動を実施する団体等を支援するということで、申し込みをもっと早くできるようにというような、そういったことも含まれないかというような御質問かと思えます。

今現在、ここの中で通常の3カ月以上前から、いわゆる6カ月先から申し込めるとか、そういった措置をこういった団体に行うということは今のところ考えておりません。逆に、そういった公益的、先ほど言いましたチャリティーといったような催し物の場合は後援をさせていただく、もしくは共催をさせていただくといったような形でのまず支援をさせていただければというふうに考えております。

またさらに、そういった事業が継続的に行われて、いわゆる公益的な活動で実績も伴えば、できるかどうかはちょっと別ですけれども、その事業を市の事業としてその団体のほうに委託をして開催をお願いするというようなことも今後考えていきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 今のでちょっと気になるので。

後援制度は、その協働ルールブックの中の一つの形で後援という位置づけがあります。後援をとったときに、今は市の後援の要綱はないんです。教育委員会の後援に関する要綱があって、それを準用するというふうな考え方で市の本体のほうがあるわけですね。ですから、その後援の制度をきちっとくってもらいたい。その中に、さっき塚本委員が言われたように、後援をとったときのメリットとして、やはり通常の申し込み期間を6カ月にするとか、そういう特典がないといけないというふうに私は思いますので、さっき6カ

月にするつもりはないというふうに断言しちゃったけど、後援とちょっと絡めて検討していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 6カ月にする考えはないというのは、その団体が申し込んだ際に、そういうことをする予定はないということでございます。例えば、今言った後援があった場合、当然市のほうが後援させていただいて、そういった後援するべき事業であるという判断をさせていただいていることから、6カ月というか、早目に市のほうが、執行機関のほうが支援として会場をおとりするというようなことはやっていきたいというふうに考えておりますので、後援をとったからその団体は6カ月先からとれるというようなことは考えていないということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） やっぱり公の施設の使用の申請を市が押さえるというところを持ち出すと、何かぐちゃぐちゃ、今でもそうです。今でも市が押さえている事例があって、そこは何の根拠もないわけですよ。だから、そこが全体の市民から見て公平・公正かと考えたときに、きちんと見える化をして、制度に基づいてやられているんだなということがわかるようにしていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 堀委員おっしゃられるとおり、しっかり根拠を定めて運用していくというのは当然基本でございますので、今後、今の御意見をお聞きして、これから協働を推進していくことを進めていくわけでございますので、しっかりとした根拠を持ってできるように対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（黒川 武君） 第3章、他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、第3章の質疑を終結し、続いて、第4章 雑則、第25条から第27条までの質疑を許します。

あわせて附則に関しても質疑がございましたら、これも許します。

ございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑がないようですので、以上をもちまして全ての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第4号「岩倉市市民参加条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

よって、採決の結果、議案第4号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上の議題をもって、市民参加条例審査特別委員会の議題は終了させていただきましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。